

1 趣旨

行政手続等における押印の見直しは、手続の簡素化やオンライン化を進めていくことにも繋がり、市民の利便性の向上や職員の業務量の削減にも寄与するものである。

本方針は、今後、庁内全体で押印を原則として廃止するに当たり、その考え方を整理し、示すものである。

2 押印廃止の考え方

本市で取り扱う申請書等への押印は原則として廃止とする。

- (1) 押印を求める必要性や実質的意義が乏しいものは、押印を廃止する。
- (2) 押印以外の方法により、現在の押印を求めている趣旨が満たされるものは、押印を廃止する。

平成5年度に、本市において押印が必要な申請書等の見直し（※1）を実施し、平成9年度に、国においても押印見直しガイドライン（※2）を策定している。

※1 押印の廃止基準について、①申請者を特定し、申請者の意思を確認して、その責任の所在を明確にする必要がない又は乏しい場合、②申請者を特定し、申請者の意思を確認して、その責任の所在を明確にする必要があるが、それを印鑑以外の方法で確実に確認できる場合、③その他、押印を廃止しても行政執行上支障がない場合について押印を不要とした。

※2 「平成9年7月3日 事務次官等会議申合せ」のとおり

これらの経過を踏まえ、各申請書等における押印の必要性について、改めて精査すること。なお、今後、オンラインでの手続を予定している場合で、電子署名を求める予定のない手続については、上記のいずれかに該当すると考えられる。

- (1) 押印を求めている趣旨として、①本人確認（文書作成者の真正性担保）、②本人の意思確認（文書作成の真意の確認）、③責任の所在確認（文書内容の真正性担保）が考えられる。押印を求めてまでこれらを担保する必要がないものについては、押印を廃止することとする。
- (2) 署名又は記名押印の選択制とすることや、公的証明書の提示などの方法によることとする。

なお、押印を求めている趣旨において、押印を不要とできるそれぞれの考え方は下記のとおりである。

ア 本人確認（文書作成者の真正性担保）

本人確認の手法は、公的証明書の提示など、他の手段が多数ある上、実印による押印でない場合には本人確認としての効果は大きくないと考えられる。

イ 本人の意思確認（文書作成の真意の確認）

本人の意思確認は、本人確認がなされれば、通常の場合押印は不要と考えられる。
なお、本人確認ができない場合は、署名又は記名押印とする。

ウ 責任の所在確認（文書内容の真正性担保）

実印でない押印の意味は必ずしも大きいとはいえないと考えられる。文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価されることに留意する必要がある。

3 今後も押印を必要とするもの

以下の項目に該当する書類については、例外的に今後も押印を必要とすることとする。

- (1) 国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの。
- (2) 国及び府の統一様式に押印欄があるもの。
- (3) 本市財務規則により押印が義務付けられているもの。
- (4) 実印を求める必要があるもの。
- (5) 法人や団体等を対象とするもの（押印不要としても行政執行上支障のないものを除く）。

- (1) ア 国や府に限らず本市以外の組織・団体等から押印が義務付けられているものを含む。
イ 国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものについての委任状等を含む。
- (2) ア 国や府に限らず本市以外の組織・団体等の統一様式に押印欄があるものを含む。
イ 国及び府の統一様式に押印欄があるものについての委任状等を含む。
ウ 国や府が押印欄のある様式を定めている場合でも、押印が任意である場合は、押印を不要とする。
- (3) 本市財務規則において押印が義務付けられているものとして、下記の書類があげられる。
ア 請求書（第 48 条第 3 項）
イ 支払金の請求手続又は受領の委任状（第 49 条第 2 項）
ウ 本庁舎における現金払いの方法による支払時の支払命令書の領収欄又は領収証書（第 61 条の 2）
エ 入札書（第 99 条第 1 項）
オ 見積書（第 109 条）
カ 契約書（第 111 条）
キ 契約書の作成を省略したときの見積書、請書その他の書面（第 112 条第 2 項）
- (4) 実印と合わせて印鑑証明書を求めるものとする。
- (5) 原則として記名押印とするが、単に事実・状況を把握することのみを目的としているものや、その他押印を廃止しても行政執行上支障がないものについては、押印を不要とする。

4 その他留意事項

- (1) 内部の手續における押印の見直し。
- (2) 国、府等の動向への注視及び業務の見直し。
- (3) 性質等に応じた押印の必要性の判断。
- (4) 押印見直しのスケジュール。

(1) 会計・人事等の内部の手續において、押印を必要としている書類についても、同様に
見直すこと（決裁行為としての押印は含まない）。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置の規制改革推進会
議において、書面主義、押印主義、対面主義に関する制度や慣行等の見直しに取り組ん
でいることから、現時点では「3 今後も押印を必要とするもの」に該当する書類につ
いても、今後、法改正等を含め大きく変更される可能性があるため、国等の動向を注視
し、必要に応じて見直すこと。

また、押印の有無だけでなく、手續の方法そのものについても、他市の状況等を踏ま
え、可能な限り、業務フローの見直しや書類の廃止、ICTの活用等の業務の廃止・簡素
化・効率化を図ることとする。

(3) 書類の名称だけで押印の必要性を判断するのではなく、書類の性質、役割をもって押
印の必要性を判断すること。

例1) 補助金等交付事務

手續の種別	書類名称 (例)	押印	留意点
交付申請	交付申請書	不要	※行政執行上支障があると判断する場合は、 押印を求めることも可能 ※書類の名称にかかわらず、請求書を兼ね ている場合は、押印が必要
	事業計画書	不要	
	収支予算書	不要	
交付請求	交付請求書 (口座振込依頼書) (交付申請書兼請求書)	必要	※書類の名称にかかわらず、請求書の性質を 持つ書類は、押印が必要
実績報告	実績報告書	不要	
	事業報告書	不要	
	収支決算書	不要	

例2) 使用料還付事務

手續の種別	書類名称 (例)	押印	留意点
還付申請	還付申請書	必要	※請求書の性質を持つ
還付	領収書	必要	

(4) 押印見直しのスケジュール

ア 本市独自で押印の廃止が可能なもの

(ア) 原則として令和2年度中に要領改正等の必要な手続を行い、令和3年4月1日から運用できるよう見直しを進めることとする。

(イ) 規則改正等、押印の廃止に係る手続に時間を要する場合には、令和4年4月1日までに運用できるよう見直しを進めることとする。

イ 国及び府等の見直しに伴い、押印を廃止する必要があるもの

見直しの施行時期に合わせて運用できるよう、速やかに改正手続等を行うものとする。